

令和6年度 処遇改善加算にかかわる情報公開（見える化要件）

令和6年介護報酬改定に伴い、介護職員等の更なる処遇改善として、現行の処遇改善制度に代わり6月より「介護職員処遇改善加算」の一本化、新制度も始まる予定です。また、当法人においても現行の処遇改善加算の算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

「見える化」要件とは、特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

【加算の取得状況】

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）、ベースアップ等支援加算

（令和6年6月1日以降）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

【職場環境等要件】

○入職促進にむけた取組

職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

○資質向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

○両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

○やりがい・働きがいの醸成

①域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

②ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供